

有償運送許可・取得研修を全国 10 力所にて開催

白ナンバーでの有償による搬送を公共の福祉を目的に限定的に許可

BS サミット事業協同組合は、国土交通省が指定する有償運送許可証講習会を実施する 5 団体の一つに選ばれ、全国 10 力所にて組合員はもちろん、外部の方も含め研修会が開催されました。

平成 23 年 9 月 1 日から改正される有償運送許可制度にあわせ、8 月 9 日の中部ブロックでの講習からスタートし、計 547 名(組合員 361 名・外部 186 名)が参加されました。

平成 23 年 9 月 1 日から改正された有償運送許可制度は貨物運送事業とは明確に区別化された制度です。緑ナンバーであれば、貨物自動車運送事業にあたり、自動車を運搬し、対価を得ることについて、なんら問題ありませんが、白ナンバーでは、公共の福祉確保を目的とした活動に限って認められることになり、その活動範囲は運輸支局管内であること、そして期間は 1 年間であるというように限定して有償運送許可についての研修を受講することで認められることとなりました。

<許可対象となる排除業務の内容>

○搬送する物の種類

事故・故障等により自走不可能となった車両であり、二次災害の防止及び交通渋滞の回避等が図られ、公共の福祉が確保されるものであること。

○搬送区間

有償運送許可を受けた運輸支局管内にある道路上等の現場から、最寄りのディーラー、整備工場、車両置場等までの一時的排除を目的とした搬送であること。

研修内容は、午前午後合わせ 6 時間をかけ、制度の概要解説と各社の安全に対する意識付けとその留意点について解説されました。各開催会場ともに、熱心に聴講いただき、意識の強さを実感しました。また、特に制度改正によって、各社は実務面をどう変え、どう対応していくかに、注目が集まっていると感じ、研修内容については、法律解説中心のとっつきにくいテーマにもかかわらず、要点を絞り、具体論や実務的なヒントが多かったため、事後アンケートでも高評価を得ることができたようです。

また本研修以外に 9 月からは、日本興亜損保の代理店等に向けた研修についても計 7 回開催しました。



開催日	ブロック	開催都市
8月9日(火)	中部	名古屋
8月10日(水)	東北	仙台
8月11日(木)	関東甲信越・首都圏	東京
8月12日(金)	北海道	札幌
8月22日(月)	近畿	大阪
8月23日(火)	中国	広島
8月24日(水)	四国	松山
8月25日(木)	九州	福岡
8月26日(木)	九州	熊本
8月29日(月)	関東甲信越・首都圏	東京